

滋賀県連携リハビリテーション学会設立趣意書

現代の社会は、地域格差、核家族化や少子・高齢化などアンバランスな社会を生み、一方、国際化や価値観の多様化など多くのものが混在する社会をもたらしています。その結果、人々は大きく揺らぐ生活基盤の中で生きざるを得ない状態です。このような状況において、障害のある方々が社会参加、社会的自立に向けて取り組むことに一層の困難が想像されます。

ひるがえって、リハビリテーションは人間性を育む過程であり、人間として生きるために生活の諸相に変革をもたらす働きであります。困難な社会条件下に、障害を背負う方が、その人として生きる道を構築するためには、ライフサイクルを通しての一貫性・継続性のある、包括的なリハビリテーションの過程が必要となります。

滋賀県連携リハビリテーション学会は、このような、「リハビリテーション」の真髄であるトータルな対応を実現するために設立されます。我が滋賀県においては、リハビリテーション専門領域毎に数十年の経験を通して、貴重な技能と手法が蓄積されています。各領域が連携することによって、障害のある方のリハビリテーションをトータルなものへと発展させることができるものと信じます。

学術的な場を見ますと、県下各地で各種リハビリテーション関連集會が開催されていますが、相互の緊密な連携が取られて来たとは言いきれません。今後は、個人個人のニーズに基づく生活の諸相を包括的に捉えること、諸相の関連性を集約・考察すること、さらに、これらの事象に関する経験を生かす方策を立てることなど、各領域が協調的に、連携の下に、基礎的な研究を深め、情報を交換することにこの学会設立の一つの目的があります。

実践面についても、障害者および高齢者の問題を考えるとき、リハビリテーションニーズも今後増加の一途をたどることが予想されます。また、医療保険・介護保険制度の改正や、障害者自立支援法の施行という社会的背景を踏まえて、新たな社会参加や社会的自立に向けた方策も検討されなければなりません。

以上のように、本学会が目指すものは、リハビリテーション関連職種の有機的な連携、現場の実践に即した研究・討議、リハビリテーション分野のネットワーク、トータルなリハビリテーションなどであり、保健、医療、福祉、教育、職業などの分野における実践家および研究者の共通の広場として機能する学会であります。私どもは、この学会の目的に沿って、一步一步、着実な歩みを続けて行けるように、関係者一同の努力を祈念するものであります。

平成18年9月6日

滋賀県連携リハビリテーション学会委員会

学会名称の変更について

我々は、平成 18 年度より障害のある方や生活機能の低下した高齢者等のリハビリテーションを包括的に発展させることを目的にリハビリテーション関連職種の有機的な連携、現場実践に即した研究・討議などを報告する場として滋賀県連携リハビリテーション学会を 10 年にわたって開催してまいりました。

しかしながら、滋賀県におけるリハビリテーションは理想の形に近づきつつもまだまだ発展したとは考えられません。

本来であれば、『リハビリテーション』は人が生まれながらにしてもっている人権が、本人の障害と社会制度や慣習・偏見などによって失われた状態から、本来のあるべき社会へ（再）統合された姿に回復させるものであります。しかしながら、『リハビリテーション』は疾病・機能障害へのアプローチと捉えられているといっても過言ではありません。

国の政策においても『連携』は、支援を必要とされる方々が疾病・機能障害を改善することのみならず社会参加を果たす為に、関係者による有機的なネットワークの構築をめざし、各自の専門性を深めながらも、他の専門職と連携して活動する多職種連携を推進するとしています。

そこで我々は、本学会を『多職種連携学会』と名称を変更することとしました。これまでの滋賀県連携リハビリテーション学会の趣旨を引継ぎつつも、連携をさらに重要視し今まで以上に有機的なネットワークをひろげるために、さらなる前進を図ります。

当学会が支援の必要な人に関わる人・専門職・機関のネットワークを構築し、住民の自助努力を基本にしながらも、保健・医療・福祉・教育・職業の専門職相互の連携、さらにはボランティア等のインフォーマルな活動を含めた地域の様々な資源の実践および研究の活動発表の場、多職種による協働実践の報告の場として機能し、滋賀県におけるリハビリテーションが更に発展すると確信しています。

平成 28 年 3 月

滋賀県多職種連携学会規約

(名称)

第1条 本会は、「滋賀県多職種連携学会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、医療、教育、職業、社会における各方面のリハビリテーション提供機関および従事者が相互に連携し、保健・医療・福祉の一貫した総合的なリハビリテーションの推進について研鑽を行い、本県の地域リハビリテーションの向上に寄与することを目的とする。

2 本会は、研究大会その他の事業を通して、目的を遂行する。

(構成)

第3条 本会は、本会の活動目的に賛同する関係団体、関係機関・施設で構成する。

2 本会の構成団体への入退会については、実行委員会の承認を得るものとする。

(組織)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|----|
| (1) 学会長 | 1名 |
| (2) 大会長 | 1名 |
| (3) 監事 | 2名 |

2 学会長は、実行委員会において選出する。

3 大会長は、構成団体の中から実行委員会において選出する。

4 監事は、実行委員会において選任し、会計の監査を行い、その結果を委員会に報告する。

5 委員は、別表の構成団体一覧に掲げる関係団体、関係機関・施設よりそれぞれ推薦があった者とする。

6 委員の任期は、1年とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。補欠委員を置いた場合、その任期は、当該委員の残任期間とする。

7 委員の再任は妨げない。

(職務)

第5条 学会長は、本会を総括する。

2 大会長は、実行委員会会務を総括する。

3 大会長に事故あるときは、大会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(実行委員会)

第6条 実行委員会は、大会長が招集する。

2 実行委員会は、本会の活動の企画および運営にあたるものとする。

3 実行委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。但し、委任状によって定足数を満たすことができる。

(プログラム検討委員会の設置)

第7条 大会長は、必要に応じてプログラム検討委員会を設置することができるものとする。

2 プログラム検討委員は、大会長が指名する。

3 プログラム検討委員会は、大会長が招集する。

4 プログラム検討委員会は、本会の活動内容の企画および運営について、委員会で決定された事案に基づき、協議・調整を行うものとする。

5 プログラム検討委員会委員の再任は妨げない。

(会計)

第8条 本会の会計は次によるものとする。

収入：別表の構成員一覧に掲げる団体等からの寄付金またはその他の収入

支出：研究大会を含む本会のその他の各種事業を遂行するために必要な経費。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、滋賀県立リハビリテーションセンターにおく。

- 2 事務局長は、滋賀県立リハビリテーションセンター所長が務める。

- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正には、実行委員会に出席した委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

この規約に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会において別に定めるものとする。

付則

この規約は、平成18年 9月 6日から施行する。

この規約は、平成19年 6月18日から施行する。

この規約は、平成20年 8月18日から施行する。

この規約は、平成22年 3月12日から施行する。

この規約は、平成22年 7月 8日から施行する。

この規約は、平成24年 6月25日から施行する。

この規約は、平成26年 6月30日から施行する。

この規約は、平成27年 3月 3日から施行する。

この規約は、平成28年 7月 4日から施行する。

この規約は、令和 元年 7月11日から施行する。

この規約は、令和 2年 2月10日から施行する。

※別表※

一般社団法人滋賀県医師会
一般社団法人滋賀県病院協会
一般社団法人滋賀県歯科医師会
一般社団法人滋賀県薬剤師会
一般社団法人滋賀県作業療法士会
一般社団法人滋賀県介護福祉士会
一般社団法人滋賀県歯科衛生士会
一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会
公益社団法人滋賀県私立病院協会
公益社団法人滋賀県看護協会
公益社団法人滋賀県理学療法士会
公益社団法人滋賀県社会福祉士会
公益社団法人滋賀県栄養士会
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
滋賀県言語聴覚士会
滋賀県介護支援専門員連絡協議会
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
滋賀県老人福祉施設協議会
滋賀県児童成人福祉施設協議会
滋賀県障害者自立支援協議会
滋賀県社会就労センター協議会
滋賀県社会就労事業振興センター
滋賀県保健所長会
滋賀県

(順不同)